

県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）

1 あり方見直しの趣旨

平成16年2月18日、福島県社会福祉審議会から県立社会福祉施設のあり方についての意見具申を受け、県では「県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて」を策定し、これまで民間への移譲や指定管理制度の導入など見直しに取り組んできた。

この見直しから10年余りが経過し、児童福祉法の改正や障害者総合支援法の制定などにより障がいの区分や支援制度が見直されており、また、入所者の高齢化や障がいの重度化など施設利用者にも状況の変化が生じている。

これらの社会情勢の変化による新たな課題等が生じていることから、改めて県立社会福祉施設のあり方について見直す必要がある。

また、総合社会福祉施設太陽の国については、障害者支援施設だけでなく、関連施設においても利用者の減少等の課題が生じているため、併せてあり方を見直す必要がある。

このため、県は各施設の課題解決に向け、民間との連携や役割分担についての可能性も探りつつ、利用者やその家族の幸せな生活を実現するといった視点の下、県立社会福祉施設のあり方を見直していく。

2 あり方見直しの基本的な考え方

福島県社会福祉審議会からの意見具申（平成28年10月17日）における提言を十分に踏まえ、県は広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフティーネットなど従来からの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状況の変化等に伴う新たな課題へ対応していくため、地域の障害福祉サービスの充実や福祉と医療・教育との連携、居住環境や施設の仕様・規模の適正化、専門的なケアの充実などに力をいれていく。

また、上記の大きな方向性を踏まえ、以下のとおり各施設のあり方を見直していく。

3 県立社会福祉施設それぞれのあり方見直しの方向性

(1) 婦人相談所・婦人保護施設

① 女性のための相談支援センター

本施設は、法定必置機関である婦人相談所と一体的に運営しており、今後も県立施設として運営していく。

また、同伴児と入所する女性や家事等のスキル獲得が必要な女性に対しては、引き続き支援の充実を図っていく。

(2) 児童自立支援施設

① 福島学園

本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。

また、虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所との連携を図りながら取り組んでいく。

(3) 乳児院

① 若松乳児院

本施設には、里親のもとでは養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されていることから、医療機関との連携について検討していく。

また、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設との併設の可能性について検討していく。

(4) 医療型障害児入所施設

① 総合療育センター

本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、今後も県立施設として運営していく。

(5) 福祉型障害児入所施設

① 大笹生学園

新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、社会福祉法人への移譲等について検討していく。

② 郡山光風学園

今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法等を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討していく。

③ ばんだい荘わかば

地域の障害福祉サービスの充実を図りつつ、入所児童の地域生活への移行を着実に進める。

また、処遇困難者の受け入れなどセーフティーネットの役割を果たすとともに、入所児童のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいく。

併せて、社会福祉法人等への移譲も含めた施設の運営方法についても検討していく。

(6) 障害者支援施設

① 太陽の国ひばり寮

地域の障害福祉サービスの充実を図りつつ、入所者の地域生活への移行を着実に進め、入所定員を計画的に縮減するとともに、入所者のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいく。

併せて、社会福祉法人等への移譲も含めた施設の運営方法についても検討していく。

② 太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘

地域の障害福祉サービスの充実を図りつつ、入所者の地域生活への移行を着実に進め、入所定員を計画的に縮減する。

また、処遇困難者の受け入れなどセーフティーネットの役割を果たすとともに、入所者のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいく。

併せて、社会福祉法人等への移譲も含めた施設の運営方法についても検討していく。

③ ばんだい荘あおば

地域の障害福祉サービスの充実を図りつつ、入所児童の地域生活への移行を着実に進める。

また、処遇困難者の受け入れなどセーフティーネットの役割を果たすとともに、入所児童のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいく。

併せて、社会福祉法人等への移譲も含めた施設の運営方法についても検討していく。

(7) 太陽の国関連施設

① 太陽の国病院

医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、入院稼働の減少に対応し、診療体制について見直しを行う。

また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていく。

② 太陽の国厚生センター

利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法などについて検討する。

また、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討する。

③ 勤労身体障がい者体育館

利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法などについて検討する。

また、当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討する。

④ 太陽の国中央公園・管理センター

中央公園、管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討する。

⑤ 給食センター・洗濯センター

現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証した上で、今後の方向性を検討する。

⑥ 終末処理場

社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する。

⑦ エネルギーセンター（平成24年度廃止）

煙突及び地下重油タンク、各施設を結ぶパイプラインや高架等の残っている施設を計画的に撤去する。

⑧ 白樺寮

当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討する。

4 今後のあり方見直しの進め方

各施設について、課題や実情を十分に踏まえ、あり方見直しの具体的な手順、方策、時期等を定めた工程表を平成29年度中に策定する。

また、工程表について、進行管理を随時実施していくとともに、実行状況を福島県社会福祉審議会に報告する。